

○山陽小野田市民病院院内保育所管理運営規程

平成27年1月5日
病院事業管理規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、山陽小野田市内の医療機関に勤務する医師、看護師、薬剤師、医療技術職員等（以下「病院職員」という。）の子育てを支援するとともに、福利厚生の実を図り、もって職場環境の向上に資するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に規定する認可外保育施設として、山陽小野田市民病院院内保育所（以下「院内保育所」という。）を設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 院内保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 山陽小野田市民病院 院内保育所
- (2) 山陽小野田市大字東高泊1863番地1

(管理及び運営)

第3条 院内保育所は、市長が設置し、病院事業管理者（以下「管理者」という。）がその管理及び運営を行うものとする。

2 管理者は、院内保育所の管理及び運営を適切に実施できる事業者（以下「保育事業者」という。）に委託することができる。

(定員)

第4条 院内保育所の入所定員は、25人とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、病院職員の保育需要を考慮し、認可外保育施設監督基準（認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙）を満たす範囲の人員を受け入れることができる。

3 保育事業者は、定員を超えて保育所を運営するときは、管理者の承認を得なければならない。

(保育対象者)

第5条 院内保育所に入所できる乳児及び幼児（以下「乳幼児」という。）は、

病院職員が養育する零歳児から小学校就学前までの乳幼児とする。ただし、市民病院の運営上特に必要があると管理者が認める乳幼児については、この限りでない。

(入所申請)

第6条 院内保育所に入所を希望する者は、院内保育所入所申込書（様式第1号）ほか必要書類を管理者に提出しなければならない。

(入所許可等)

第7条 管理者は、前条の申込書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、入所の可否を決定し、院内保育所入所決定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。ただし、乳幼児が次のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

- (1) 身体が虚弱で保育に耐えられないと認められるとき。
- (2) 感染症疾患を有するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が保育を困難と認めるとき。

(退所)

第8条 院内保育所を退所するときは、院内保育所退所届（様式第3号）を提出しなければならない。

(保育日)

第9条 保育を行う日は1月4日から12月28日までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(保育時間)

第10条 保育時間は次のとおりとする。

- (1) 通常保育 午前7時00分から午後7時00分まで
- (2) 夜間保育 午後7時00分から翌日午前7時00分まで

2 夜間保育の実施日については、管理者が別に定める。

(保育料)

第11条 保育料は別表第1のとおりとする。

2 同一世帯で3人以上同時に入所する場合、3人目以降の保育料は無料とす

る。

(一時預かり保育の実施)

第12条 保育施設の有効活用と病院職員の利便に供するため、一時預かり保育を行うものとする。

(一時預かり保育の申込み)

第13条 第7条の許可を受けた者で一時預かり保育を利用しようとする者は、一時預かり保育申込書(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

2 第7条の規定は、前項の決定について準用する。この場合において、「入所の可否」とあるのは「利用の可否」と、「院内保育所入所決定通知書(様式第2号)」とあるのは「一時預かり保育決定通知書(様式第5号)」と読み替えるものとする。

(一時預かり保育料)

第14条 一時預かり保育料は別表第2のとおりとする。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年1月5日から施行する。

附 則(平成27年7月1日病管規程第9号)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(令和元年9月30日病管規程第9号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年4月30日病管規程第8号)

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

別表第1(第11条関係)

区分	単位	金額	備考
一般保育料	1月	23,140円	別途、給食費及びおやつ代

備考

- 1 一般保育料は、乳幼児一人当たりの額とする。
- 2 乳幼児が月途中入退所した場合の保育料は日割り計算とし、児童福祉

法による保育所運営費国庫負担金について（昭和51年4月16日付け
厚生省発児第59号の2厚生労働事務次官通知）の規定を準用する。

別表第2（第14条関係）

区分	単位	金額	備考
一時預かり保育料	1回	2,310円	別途、給食費及びおやつ代

備考

一時預かり保育料は、乳幼児1人当たりの額とする。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

山陽小野田市病院事業管理者 あて

院内保育所入所申込書

次のとおり、保育所への入所を申込みます。

なお、保育所における諸規則及び指示を遵守することを誓約します。

申請者

所 属		職 種	
フリガナ 氏 名	Ⓜ	職 員 区 分	・正職 ・嘱託 ・臨時 ・その他
現 住 所	〒	自宅電話番号	
		携帯電話番号	

入所児童

フリガナ 氏 名		男 女	生年月日 (年齢)		
			年	月	日 歳
保育の実施を希望する期間		自 至	年	月	日
			年	月	日
利用区分	・一般保育 ・一時預かり保育				
保育の実施を必要とする理由					

家族構成（入所希望乳幼児を除く）

世帯員		続柄	性別	生年月日	年齢	勤務先・学校名など
フリガナ 氏 名			男 女		歳	
フリガナ 氏 名			男 女		歳	
フリガナ 氏 名			男 女		歳	
フリガナ 氏 名			男 女		歳	
フリガナ 氏 名			男 女		歳	

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

山陽小野田市病院事業管理者

院内保育所入所決定通知書

先に申込のありました保育所入所申込について下記のとおり決定しましたので
通知します。

記

児童氏名		児童生年月日	
入所許可	・許可		・不許可
	不許可の場合の理由		
利用区分	・一般保育利用		・一時預かり保育利用
保育期間	自	年 月 日から	
	至	年 月 日まで	
保育料	月額 円 ※その他、給食費及びおやつ代が必要となります。		
その他			

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

山陽小野田市病院事業管理者 あて

院内保育所退所届

住所 _____
氏名 _____ (印)

下記の理由により退所しますので、届け出ます。

記

児 童 氏 名	
児童生年月日	
退 所 日	年 月 日
退所理由	

様式第4号（第13条関係）

年 月 日

山陽小野田市病院事業管理者 あて

一時預かり保育申込書

申請者

〒 _____

住所 _____

(電話 _____)

氏名 _____ ㊟

次のとおり、一時預かり保育を申込みます。

記

児童氏名 _____ 男・女（生年月日： _____ 年 月 日
生）

利用希望日 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日のうち、

様式第5号(第13条関係)

年 月 日

様

山陽小野田市病院事業管理者

一時預かり保育決定通知書

先に申し込みのありました一時預かり保育については、次のとおり決定しましたので通知します。

保育します ・ 保育しません

児童氏名

性別

生年月日 年 月 日生

住所

利用期間

保育料 1日 円

※別途、給食費及びおやつ代が必要となります。

その他 (条件、その他保育しない場合の理由等)

.....
.....
.....

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第13条関係)

様式第5号 (第13条関係)